

(仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書に対する  
滋賀県環境影響評価審査会意見 (案)

本事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。

審査会における審査委員からの意見をふまえ、準備書以降の手続きを進めること。

## 1 全般的事項

- (1) 本事業における風力発電設備の配置、出力、基数等の事業計画を明らかにした上で調査、予測および評価を行うこと。
- (2) 今後の手続に当たっては、広く地域住民や高時川流域の農業者、漁業者への積極的な情報提供や説明会を開催するなど、事業内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (3) 環境影響評価の項目ならびに調査、予測および評価手法の選定に影響を与える新たな事象が生じた場合には、必要に応じて環境影響評価の項目ならびに予測および評価の手法を見直し、または追加で調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。
- (5) 対象事業実施区域には、イヌワシやクマタカの生息地が存在しており、事業実施に伴う営巣地や行動圏への直接的な影響および風力発電設備の稼働による衝突事故や移動経路の阻害等、重大な影響が懸念される。

2 (2) により、猛禽類をはじめとする鳥類についてあらゆる環境保全措置を講じてもなお、重大な影響を回避または十分に低減できない場合には、事業計画の抜本的な見直しを検討すること。

## 2 個別的事項

### (1) 水環境 (水質)

対象事業実施区域の流域および下流にある高時川の水環境については、造成等の施工による影響、地形改変による影響、植生の変化など事業によって生じうる土壌流亡の影響などにより、漁場環境、水産資源および農業への影響が懸念されることから、水環境の調査すべき項目に透視度の追加および調査時の現地写真の撮影、また、濁水の影響を把握できるよう降雨時の調査頻度の十分な確保を検討すること。

対象事業実施区域は高時川および琵琶湖の重要な水源であることから、春・夏・秋の3季の調査だけではなく、冬季(降雪時)においても水質調査を実施すること。

また、濁水の発生が懸念される大音波谷川においても水質調査を実施すること。

## (2) 動物（鳥類）

過去に対象事業実施区域の近傍で実施された環境影響の取りまとめ資料によると、対象事業実施区域はイヌワシの行動圏に含まれるとともに、クマタカも複数のつがい周辺に生息している可能性がある。このため、個体単位で厳重な保護が必要なイヌワシやクマタカに対して、事業の実施に伴う環境改変や風力発電設備の設置により、衝突事故（バードストライク）や繁殖の失敗等、重大な影響を与えることが懸念される。そのため、希少性が特に高いイヌワシやクマタカへの影響を評価するに当たっては、行動圏、生息場所利用、行動様式について、繁殖期を含む年間にわたる調査を最低2年間は実施すること。

特にイヌワシについては、調査対象地域、調査地点、調査地点間の距離等を確保する等の見直しを行うこと。

対象事業実施区域はラムサール条約登録湿地である琵琶湖などに飛来する渡り鳥の渡りのルートとなっている可能性がある。渡りを行う猛禽類についても、その移動経路や高度は気象条件により大きく変化することを考慮し、この地域における渡りの時期、移動経路、高度等の実態を正確に把握するよう、専門家等からの助言を踏まえ、天候による渡りの違いを把握できる調査回数、調査地点数、調査地点間の距離を確保する等適切な調査を行うこと。また、レーダーによる調査を検討すること。

## (3) 植物・生態系

対象事業実施区域には、重要な植物群落である「栃ノ木峠付近のブナ林」及び「栃ノ木峠のブナ・オオバクロモジ群集」が分布しており、土地の改変などにより重大な影響が懸念される。また、植生の変化に伴うシカ等の増加により、生態系や地域社会への影響、希少植物の減少・消失が懸念されるため、専門家等からの助言を踏まえた適切な調査、予測および評価を行うこと。

## (4) 人と自然との触れ合いの活動の場

自然との触れ合い活動を行っている地元活動団体の活動状況を把握するためヒアリングを実施すること。

ヒアリングを実施するに当たっては、複数回実施すること。

## (5) 文化財・伝承文化

文化財・伝承文化を環境影響評価項目に選定した上で、対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地（栃ノ木砦遺跡）が所在するため、遺跡区域とその周辺も含め調査すること。